

JIS

差込みランプソケット

JIS C 8122 : 2025

(JLMA/JSA)

令和 7 年 1 月 20 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第二部会 電気技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	熊田 亜紀子	東京大学
(委員)	青木 真理	川崎市地域女性連絡協議会
	岡田 香織	一般財団法人日本消費者協会
	上参郷 龍哉	一般財団法人電気安全環境研究所
	清水 洋隆	一般社団法人電気設備学会
	高尾 登	IEC/ACTAD 国内委員 (東京電力ホールディングス株式会社)
	田原 房枝	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	松岡 雅子	株式会社 UL Japan
	松木 隆典	電気事業連合会
	本吉 高行	一般社団法人電気学会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 12.7.20 改正：令和 7.1.20

官 報 掲 載 日：令和 7.1.20

原 案 作 成 者：一般社団法人日本照明工業会

(〒110-0016 東京都台東区台東 4-11-4 三井住友銀行御徒町ビル TEL 03-6803-0501)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-11-28 三田 Avanti TEL 050-1742-6017)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第二部会 (部会長 古関 隆章)

審議専門委員会：電気技術専門委員会 (熊田 亜紀子)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省イノベーション・環境局 国際電気標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	3
4 一般要求事項	8
5 一般試験条件	9
6 定格	10
7 分類	10
8 表示	12
9 寸法	13
10 感電に対する保護	14
11 端子	15
12 保護接地	17
13 構造	19
14 スイッチ付きランプソケット	23
15 耐湿性、絶縁抵抗及び耐電圧	24
16 機械的強度	26
17 ねじ、通電部及び接続部	29
18 沿面距離及び空間距離	30
19 熱耐久性	32
20 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性	35
21 過度の残留応力（自然割れ）及びさびに対する抵抗力	37
附属書 A（規定）自然割れ又は腐食試験	53
附属書 B（参考）旧規格に対して新規又はより厳しい要求事項を含む箇条	55
参考文献	56
附属書 JA（参考）JIS と対応国際規格との対比表	57
解 説	59

まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人日本照明工業会（JLMA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS C 8122:2012** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

差込みランプソケット

Bayonet lampholders

序文

この規格は、2017年に第4版として発行された IEC 61184 及び 2019年に発行された Amendment 1 を基とし、規格内容の一部を我が国の実情に合わせるために、技術的内容を変更して作成した日本産業規格である。ただし、追補 (amendment) については、編集し、一体とした。

なお、この規格で点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。技術的差異の一覧表にその説明を付けて、附属書 JA に示す。

1 適用範囲

この規格は、電源電圧 250 V 以下のランプ及び準照明器具 (セミルミネア) 接続用の、差込みランプソケット B15d 及び B22d (以下、ランプソケットという。) について規定する。

この規格は、照明器具一体形のランプソケット又は電気機器組込み用ランプソケットについても適用する。ただし、この規格は、ランプソケットに対する要求事項だけを規定する。そのため、その他の全ての要求事項 (例えば、端子部における感電保護など) については、電気機器に組み込んだ後に、関連する電気機器の規格に従って試験される。このような器具一体形のランプソケット及び電気機器組込み用のランプソケットは、照明器具製造業者だけが使用するランプソケットであって、小売販売用ではない。

ランプソケットを照明器具で使用する場合、その最高動作温度は、JIS C 8105-1:2021 の表 12.1 が適用される。

B15d は、対応するゲージとともに JIS C 7709-1 のシート No.1-1 及び JIS C 7709-2 のシート No.2-1 に規定された口金及び受金の組合せを意味する。

B22d は、対応するゲージとともに JIS C 7709-1 のシート No.1-2 及び JIS C 7709-2 のシート No.2-2 に規定された口金及び受金の組合せを意味する。

注記 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

IEC 61184:2017, Bayonet lampholders + Amendment 1:2019 (MOD)

なお、対応の程度を表す記号“MOD”は、ISO/IEC Guide 21-1 に基づき、“修正している”ことを示す。

2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。これらの引用規格のうち、西暦年を付記してあるものは、記載の年の版を適用し、その